

従事者票廃止に伴う病院報告の変更について

■病院報告の従事者票については、これまで年1回、10月1日現在で作成していただいていたおりましたが、平成29年9月27日付け「医療法施行規則の一部を改正する省令」により、平成29年からは廃止となりました。

■患者票については、調査票に票名が変わります。

■オンライン調査システムで表示される調査票名は、以下のとおり変更されました。

患者票（病院分）→調査票（病院分）、患者票（診療所分）→調査票（診療所分）

■紙の調査票は、平成30年1月報告分（平成29年12月分）迄は、旧様式を御使用ください。

■従事者票の調査事項は、医療施設静態調査に移行しています。なお、旧患者票（現調査票）については、引き続き毎月実施します。

【本件に関する問い合わせ先】

熊本県健康福祉部健康福祉政策課 総務班

担 当：本田

T E L：096-333-2194（直通）